

業務の再委託について (建設工事に関する業務委託)

平成22年6月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約管理課

岩見沢市から受託した建設工事に関する業務委託（設計、測量等）の一部を再委託しようとする場合には、契約約款の定めにより、あらかじめ発注者の承諾を受ける必要があります。

この手続等につきまして、下記のとおり定めましたので、受託した業務を再委託しようとする際には留意していただくようお願いいたします。

記

- 1 対象業務 建設工事に関する委託業務
(設計、測量等の業務で、再委託に関して契約約款第5条に約定されているもの。)
- 2 発注者の承諾を要する再委託の範囲
契約約款第5条第2項に規定する「軽微な部分」除いた再委託（該当について、事前に業務担当員と協議してください。)
- 3 再委託の方法
 - (1) 受託した業務の一部を再委託しようとするときは、再委託承諾願を業務担当員経由で市長に提出してください。
 - (2) 契約管理課から承諾又は不承諾が通知されます。
 - (3) 承諾通知の受領後、相手先と再委託契約を締結してください。
 - (4) 再委託の内容等に変更のあったときは、(1)に準じた届出が必要となります。
- 4 その他
業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した部分を再委託することはできません。